

ステップ1 実施体制

- (1) 経営トップ（事業者）の導入宣言
- (2) 事業場での実施体制の確立
- (3) リスクアセスメントの実施手順の作成
- (4) リスクアセスメントの試行による見直し
- (5) 関係者へのリスクアセスメント教育の実施

表2 リスクアセスメントの実施メンバー（例）

推進体制 \ 手 順	危険性又は有害性の特定	リスクの見積り	優先度の設定	リスク低減措置の検討
事業者（社長・工場長）	△	△	△	○
安全衛生部門の長 （リスクアセスメント責任者）	△	○	◎	◎
現場の責任者 （リスクアセスメント推進者）	◎	◎	○	◎
作 業 者	◎	◎	△	◎ （意見の反映）

◎：必ず関わる ○：必要に応じて関わる △：特別な事情がある場合に関わる



ステップ2 実施時期

- (1) はじめての実施

「先ずは、リスクアセスメントをやってみよう!!」ということで、危ないと思われる作業・作業場所を導入時の対象として絞り込み、できるところから実施します。

- (2) 法で定められた実施（随時）

事業場におけるリスクに変化が生じたり、生じるおそれがあるとき（例えば、作業手順を新規採用・変更するとき、設備を新規採用・変更するとき、労働災害が発生したとき など）に実施します。

- (3) 計画的な実施（定期）

既に設置されている設備等や採用された作業方法に対しても、一定期間ごと（毎年）に実施することによって作業標準の見直し等、安全衛生水準の継続的な向上を図ることが重要です。